

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】令和3年11月11日(2021.11.11)

【公表番号】特表2018-537268(P2018-537268A)

【公表日】平成30年12月20日(2018.12.20)

【年通号数】公開・登録公報2018-049

【出願番号】特願2018-517553(P2018-517553)

【国際特許分類】

<i>B</i>	<i>0</i>	<i>1</i>	<i>J</i>	29/80	(2006.01)
<i>B</i>	<i>0</i>	<i>1</i>	<i>D</i>	53/94	(2006.01)
<i>F</i>	<i>0</i>	<i>1</i>	<i>N</i>	3/08	(2006.01)
<i>F</i>	<i>0</i>	<i>1</i>	<i>N</i>	3/10	(2006.01)
<i>F</i>	<i>0</i>	<i>1</i>	<i>N</i>	3/28	(2006.01)
<i>F</i>	<i>0</i>	<i>1</i>	<i>N</i>	3/035	(2006.01)

【F I】

<i>B</i>	<i>0</i>	<i>1</i>	<i>J</i>	29/80	Z A B A
<i>B</i>	<i>0</i>	<i>1</i>	<i>D</i>	53/94	2 2 2
<i>F</i>	<i>0</i>	<i>1</i>	<i>N</i>	3/08	A
<i>F</i>	<i>0</i>	<i>1</i>	<i>N</i>	3/10	A
<i>F</i>	<i>0</i>	<i>1</i>	<i>N</i>	3/28	3 0 1 C
<i>F</i>	<i>0</i>	<i>1</i>	<i>N</i>	3/08	B
<i>F</i>	<i>0</i>	<i>1</i>	<i>N</i>	3/28	3 0 1 Q
<i>F</i>	<i>0</i>	<i>1</i>	<i>N</i>	3/035	A

【誤訳訂正書】

【提出日】令和3年9月16日(2021.9.16)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ディーゼルエンジンからの排気ガスを処理するためのNO<sub>x</sub>吸収体触媒であって、モレキュラーシーブ触媒を含む第1のNO<sub>x</sub>吸収体材料であって、モレキュラーシーブ触媒が貴金属と小細孔モレキュラーシーブとを含み、小細孔モレキュラーシーブが貴金属を含有する、NO<sub>x</sub>吸収体材料；

セリウムの酸化物に担持されたパラジウム(Pd)を含む第2のNO<sub>x</sub>吸収体材料；及び

入口端と出口端とを有する基材を含むNO<sub>x</sub>吸収体触媒。

【請求項2】

貴金属がパラジウムを含む、請求項1に記載のNO<sub>x</sub>吸収体触媒。

【請求項3】

小細孔モレキュラーシーブがアルミニシリケート骨格、アルミニホスフェート骨格又はシリコ・アルミニホスフェート骨格を有する、請求項1又は請求項2に記載のNO<sub>x</sub>吸収体触媒。

【請求項4】

小細孔モレキュラーシーブが、ACO、AEI、AEN、AFN、AFT、AFX、A

N A、A P C、A P D、A T T、C D O、C H A、D D R、D F T、E A B、E D I、E P I、E R I、G I S、G O O、I H W、I T E、I T W、L E V、K F I、M E R、M O N、N S I、O W E、P A U、P H I、R H O、R T H、S A T、S A V、S I V、T H O、T S C、U E I、U F I、V N I、Y U G、Z O N、及びこれらのいずれか2つ以上の混合物又は連晶からなる群より選択される骨格型を有する、請求項1から3のいずれか一項に記載のNO<sub>x</sub>吸収体触媒。

【請求項5】

小細孔モレキュラーシーブがA E I又はC H Aである骨格型を有する、請求項4に記載のNO<sub>x</sub>吸収体触媒。

【請求項6】

小細孔モレキュラーシーブが、アルミノシリケート骨格を有し、10から200のシリカのアルミニナに対するモル比を有する、請求項1から5のいずれか一項に記載のNO<sub>x</sub>吸収体触媒。

【請求項7】

セリウムの酸化物がセリア(CeO<sub>2</sub>)であるか、又はセリアと、アルミニウム及びジルコニアから選択される第2の酸化物との混合若しくは複合酸化物である、請求項1から6のいずれか一項に記載のNO<sub>x</sub>吸収体触媒。

【請求項8】

セリウムの酸化物にドーパントがドープされ、ドーパントが、タングステン(W)、ケイ素(Si)、チタン(Ti)、ランタン(La)、プラセオジム(Pr)、ハフニウム(Hf)、イットリウム(Y)、イッテルビウム(Yb)、サマリウム(Sm)、ネオジム(Nd)、及びこれらの2種以上の組み合わせからなる群より選択される元素又はその酸化物である、請求項1から7のいずれか一項に記載のNO<sub>x</sub>吸収体触媒。

【請求項9】

パラジウム(Pd)の濃度が、セリウムの酸化物の濃度の2重量%以下である、請求項1から8のいずれか一項に記載のNO<sub>x</sub>吸収体触媒。

【請求項10】

第1のNO<sub>x</sub>吸収体材料と第2のNO<sub>x</sub>吸収体材料との混合物を含む、請求項1から9のいずれか一項に記載のNO<sub>x</sub>吸収体触媒。

【請求項11】

NO<sub>x</sub>吸収体触媒が第1のゾーンと第2のゾーンとを含み、第1のゾーンが第1のNO<sub>x</sub>吸収体材料を含み、第2のゾーンが第2のNO<sub>x</sub>吸収体材料を含む、請求項1から9のいずれか一項に記載のNO<sub>x</sub>吸収体触媒。

【請求項12】

第1のゾーンが第2のゾーンの上流に配置されるか、又は第1のゾーンが第2のゾーンの下流に配置される請求項11に記載のNO<sub>x</sub>吸収体触媒。

【請求項13】

第1の領域と第2の領域とを含み、第1の領域が第1のNO<sub>x</sub>吸収体材料を含み、第2の領域が第2のNO<sub>x</sub>吸収体材料を含み、かつ、第1の領域が第2の領域と重なるか又は第2の領域が第1の領域と重なる、請求項1から9のいずれか一項に記載のNO<sub>x</sub>吸収体触媒。

【請求項14】

第1の層と第2の層とを含み、第1の層が第1のNO<sub>x</sub>吸収体材料を含み、第2の層が第2のNO<sub>x</sub>吸収体材料を含み、かつ、第1の層が第2の層の上に配置されるか又は第2の層が第1の層の上に配置される、請求項1から9のいずれか一項に記載のNO<sub>x</sub>吸収体触媒。

【請求項15】

ディーゼル酸化触媒(DOC)領域をさらに含む、請求項1から14のいずれか一項に記載のNO<sub>x</sub>吸収体触媒。

【請求項16】

基材がフロースルーモノリス又はフィルター モノリスである、請求項 1 から 15 のいずれか一項に記載の  $\text{NO}_x$  吸収体触媒。

【請求項 17】

請求項 1 から 16 のいずれか一項に記載の  $\text{NO}_x$  吸収体触媒とエミッショ n コントロールデバイスとを備える排気システム。

【請求項 18】

エミッショ n コントロールデバイスが、ディーゼル微粒子フィルター (DPF)、リーン  $\text{NO}_x$  トラップ (LNT)、リーン  $\text{NO}_x$  触媒 (LNC)、選択的触媒還元 (SCR) 触媒、ディーゼル酸化触媒 (DOC)、触媒化ストフィルター (CSF)、選択的触媒還元フィルター (SCRFTM) 触媒、アンモニアスリップ触媒 (ASC) 及びこれらの2種以上の組み合わせからなる群より選択されるエミッショ n コントロールデバイスからなる群より選択される、請求項 17 に記載の排気システム。

【請求項 19】

リーンバーンエンジンと、請求項 1 から 16 のいずれか一項に記載の  $\text{NO}_x$  吸収体触媒又は請求項 17 又は 18 に記載の排気システムとを備える車両。

【請求項 20】

リーンバーンエンジンが、50 ppm の硫黄を含むディーゼル燃料で作動するように構成されている、請求項 19 に記載の車両。

【請求項 21】

リーンバーンエンジンからの排気ガスを処理する方法であって、排気ガスを請求項 1 から 16 のいずれか一項に記載の  $\text{NO}_x$  吸収体触媒と接触させること、又は排気ガスを請求項 17 又は請求項 18 に記載の排気システムに通過させることを含む、方法。